

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社シムックス
代表者及び住所 群馬県太田市植木野町300-1
代表取締役 深澤 賢治
2. 指名停止措置期間 : 令和4年7月29日から令和4年11月28日まで(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社シムックスは、公正取引委員会により、令和4年2月25日、国、地方公共団体等が発注する機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者として公表された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社シムックスが、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号口(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号口(独占禁止法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所属担当官

ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官

○問い合わせ先

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

山腰 祐司(内線 2511)

濱口 哲至(内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : ケービックス株式会社
代表者及び住所 群馬県前橋市問屋町1-10-3
代表取締役 井上 哲孝
2. 指名停止措置期間 : 令和4年7月29日から令和4年11月28日まで(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : ケービックス株式会社は、公正取引委員会により、令和4年2月25日、国、地方公共団体等が発注する機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者として公表された。
5. 指名停止措置理由 : ケービックス株式会社は、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号口(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号口(独占禁止法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所属担当官

ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官

○問い合わせ先

大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

山腰 祐司(内線 2511)

濱口 哲至(内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 東朋産業株式会社
代表者及び住所 群馬県前橋市総社町桜が丘1225-2
代表取締役 村田 茂行
2. 指名停止措置期間 : 令和4年7月29日から令和4年11月28日まで(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 東朋産業株式会社は、公正取引委員会により、令和4年2月25日、国、地方公共団体等が発注する機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者として公表された。
5. 指名停止措置理由 : 東朋産業株式会社が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号ロ(独占禁止法違反行為)に該当するため。従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所属担当官

ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官

○問い合わせ先

大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

山腰 祐司(内線 2511)

総務部契約課建設専門官

濱口 哲至(内線 2512)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : セコム上信越株式会社
代表者及び住所 新潟県新潟市中央区新光町1-10
代表取締役 福満 純幸
2. 指名停止措置期間 : 令和4年7月29日から令和4年9月28日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : セコム上信越株式会社は、公正取引委員会により、令和4年2月25日、国、地方公共団体等が発注する機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者として公表された。
5. 指名停止措置理由 : セコム上信越株式会社が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号口(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号口(独占禁止法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所属担当官

ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官

○問い合わせ先

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

総務部契約課建設専門官

山腰 祐司(内線 2511)

濱口 哲至(内線 2512)